

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

認知症になった母の 遺言書を作りたいのですが…

80歳の母が認知症になりました。もちろんまだ会話も通じるのですが、大したことはないのですが、時間や場所の感覚がよく分からなくなっているようです。

両親は学生時代に知り合って結婚し、その後ずっと仲良く暮らしていました。父が2年前に急に亡くなり、母独りでは不安なので、私の方の近くの施設に入つてもらい、面会によく出掛けています。

父の遺産は、母と兄、私の3人で、すでに分けました。兄は独身で、私が結婚して子供が一人います。孫は一人なので、両親は目に入れても痛くないほどかわいがってくれました。父は、

家を孫にやり、孫一家に住んでほしいと言つていましたが、急死だったので遺言を遺しませんでした。母には祖父からのまとまつた遺産があり、常々、私と兄、孫の3人で等分に分けてほしいと言つきました。最近では、兄が全く顔を見せないので一切やりたくないと言つたりします。とにかく、父が間に合わなかつたので、遺言を早く作りたいと言います。

遺言を作る際には遺言執行者が必要と聞いたことがあります。それは知り合いの司法書士さんです。母が認知症で3分の2を持っていかれるのは面倒なことです。面倒なことにならなければいいと思うのですが。

できるだけ早く公証人に依頼し、 公正証書遺言を作りましょう。



認知症の場合に起こり得る問題というのは、遺言内容に不満のある相続人が遺言無効確認訴訟を起こしてきて、被相続人は遺言能力がなかつたと争つてくることです。認知症の人が増えていることもあり、最近とても多い訴訟形態になっています。遺言が無効になれば法定相続分通りとなり、お兄さまには半分の取り分が認められます。

お母さまに遺言能力があるのかないのか。ご相談に当たつて、いわゆる長谷川式認知症スケールの実施をお願いしていましたが、30点満点中20点以上をクリアし、医師も大丈夫との診断書を書いてくれているので、もし後に争われたとしてもおそらく大丈夫だと思います。

それを前提としての話ですが、遺言は公正証書遺言が確実です。公証人がきちんと内容を精査して作るし、いざ訴訟になつた場合、法廷で証人に立つてくれるからです。作成の際の証人は2人必要ですが、誰でも構いません。遺言執行者でいいし、あたらしい当たる人がいなければ公

証役場が見繕つてくれます。遺産目録の作成をしなければいけないので、不動産の登記謄本が必要だし、その評価証明も必要です。また銀行口座や株式が種々雑多あると面倒なので、絞れるのであれば絞つた方がいいと思います。

お兄さまには遺産をやらないと言つておられるとのことです。が、お兄さまには4分の1の遺留分があるので、その分はやはり遺さないと後々確実に争いになるでしょうね。3分の1と4分の1でさほど額が変わらないのならば、各3分の1にしてお

くのが無難だと思います。もちろんそうしておいても、争いにならないとの保証はないのですが。遺言執行者の報酬は、遺産の額にもよりますが、2~3%程度（最低50万円）を遺言書に盛り込んでおいた方が、後々遺言執行者が家裁に申し立てて報酬額を決めてもらう手間は省けます。これら遺言内容はすべてお母さまの意思によることになります。

認知症治療は受けておられるようですが、老化もあり、徐々に進行しますので、できるだけ早く作成されるのがよいですね。